物品供給契約書

物品名	堺市立総合医療センターで使用する電気
仕 様 等	仕様書のとおり
需要場所	発注者の指定する場所
調達期間	令和6年11月1日 から 令和8年10月31日まで
契約金額	別紙「契約単価表」のとおり
支払条件	完了払 (毎月末締、翌月末日支払)
契約保証金	

上記の物品について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により電力供給契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 堺市西区家原寺町一丁1番1号

名 称 地方独立行政法人堺市立病院機構

代表者 理事長 木村 正

受注者 住 所

名 称

代表者

(総 則)

- 第1条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電力を継続して、安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電力の供給を受け、その契約金額(単価契約の場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額(契約単価に消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」という。)を含まない場合にあっては、契約単価に発注した数量を乗じて得た合計額に消費税等相当額を加算した額。以下「発注総額」という。))を契約代金として支払うものとする
- 2 発注者及び受注者は、この契約書、別紙仕様書その他の関係書類(以下これらを「契約書類」 という。)に基づき、日本国の法令を遵守し、信義に従い誠実にこれを履行しなければならない。
- 3 この契約における期間の定めについては、契約書類に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、契約書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(管轄の合意)

第2条 この契約に関する争訟の提起、申立て等は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものと する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利 を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由 がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしな ければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権 の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を 発注者に提出しなければならない。

(機密を守る義務)

第4条 受注者は、この契約に関し、契約上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に 行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他人に漏らし、又は他の 目的に利用してはならない。契約期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。た だし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合 はこの限りでない。

(契約電力の変更)

- 第5条 別紙料金単価表に定める契約電力(以下「契約電力」という。)を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを変更することができるものとする。この場合、別紙料金単価表に定める基本料金単価(以下「基本料金単価」という。)については、発注者と受注者とが協議の上、変更後の契約電力に応じてこれを変更するものとする。
- 2 発注者が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、受注者が定める電力供給約款に規定のある場合には受注者に超過金を支払うものとする。
- 3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(使用電力量の計量)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量(以下「使用電力量」という。)を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間(以下「計量期間」という。)に電力量計に記録された値により計量するものとする。

(電気料金の算定)

第8条 電気料金は、契約電力に別紙料金単価表に定める基本料金単価を乗じて得た額(以下「基本料金」という。)と、計量期間に係る使用電力量に別紙料金単価表に定める電力量料金単価を乗じて得た額(以下「電力量料金」という。)を合計した額とする。また、力率による基本料金の割増又は割引、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いについては、別紙仕様書に定めるとおりとする。なお、計算の結果に円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てた額とする。ただし、基本料金、電力量料金の算定時等、計算過程で端数が生じる場合の取扱いについては、発注者及び受注者で協議して定めるものとする。

(代金の支払等)

- 第9条 受注者は、月毎に前条の規定により算出した金額(以下「代金」という。)を、計量期間の 翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。
- 2 発注者は、前項に規定する請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に受注者が定める口座に、代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、何らかの事由により請求書の受理が遅れ、支払いが遅延するおそれが生じた場合は、 すみやかに受注者にその旨を連絡するとともに、その請求書による代金の支払日等について、発 注者と受注者とが協議の上、あらためてこれを定めるものとする。
- 4 発注者は、第1項に規定する請求書を受理した後、その請求内容又は請求書の全部又は一部に 瑕疵があると認めたときは、受注者に対しその事由を明示して、当該請求書を返付する事ができる。 この場合において、当該請求書を返付した日から、受注者が是正した請求書を発注者が受理した 日までの期間、支払日を延長するものとする。

(接続供給契約等の義務)

第10条 受注者は、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者との間に、受注者がこの契約に基づき電力を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(臨機の処置)

- 第11条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。 (損害の負担)
- 第12条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、発注者に損害を与えたときは、直ちに発 注者に報告し、損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者(発注者の職員を含む。)に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行 の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間 を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、 この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (6) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反してこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約を した目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したと き。
- (7) 第各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から 生じる債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (11) 契約履行上の重過失があったとき。
- (12) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれ が非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであると きは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 引き渡された成果物(成果物がない場合にあっては、履行した業務。以下同じ。) に種類、 品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。) があるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額(以下「予定総額」という。))の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第 2 項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その 超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、 その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した 時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限り でない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条第2項の規定による契約代金の支払が遅れた場合に おいては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支 払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する 率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求するこ とができる。

(協議による契約解除)

- 第20条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。 (不正な行為等に係る賠償額の予約)
- 第21条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額(単価契約の場合にあっては、予定総額)の10分の2に相当する額に、当該契約金額(単価契約の場合にあっては、予定総額)の支払が完了した日から支払遅延防止法の率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」と

- いう。) 第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令(独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。)を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項 (独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第 2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を 受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定した とき。
- (3)前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項(独禁法第8条の3において読み替えて 準用する場合を含む。)の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかっ たとき。
- (4) 受注者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の6若しくは第 198 条又は独禁法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)をしたとき。
- (6) 競争入札又はせり売りにおいて、受注者がその公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立 を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 2 前項(第5号及び第6号を除く。)の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、 その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。 (不完全履行による減額、損害賠償)
- 第22条 発注者は、受注者が契約の一部を履行しないとき又は契約の履行が不完全であるときは、 契約金額(単価契約の場合にあっては、発注総額)から、その不履行又は不完全部分に相当する金 額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対 してその賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における納品期限の延長等)

(危険負担等)

- 第23条 第16第1項第1号の場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から第16条第1項に基づく損害金を徴収して納品期限を延長することができる。
- 2 前項の損害金は、契約金額(契約の一部について既に履行しており、第9条の規定により契約金額の支払いが行われている場合は、契約金額から当該金額を控除した額とする。ただし、単価契約の場合にあっては発注総額とし、契約の一部について既に履行しており、第9条の規定により契約代金の支払が行われている場合にあっては、当該金額を控除した額とする。)につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第9条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 第24条 契約物品の納品前において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該契約が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(契約不適合責任)

- 第25条 発注者は、引き渡された契約物品が契約不適合であるときは、受注者に対し、契約物品の 修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の 追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。た だし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求する ことができる。
- (1)履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第26条 発注者は、引き渡された契約物品に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠 を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この条において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、契約物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかか わらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはで きない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された契約物品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間について契約書類(この契約書を除く。)で特別の定めをした場合は、その契約書類の定めるところによる。

(契約保証金)

- 第27条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が 確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がな いと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。
- 2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、この契約に基づく受注者の債務が完了したときに返還する。

(違約金等への充当)

第28条 第16条第2項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保

の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第16条第2項に規定する違約金に充当することができる。この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

(相 殺)

第29条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第13条各号、第14条各号、第21条第2項第2号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第9条第2項の契約代金とを相殺することができる。

(変更の届出)

第30条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があった ときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

(不当介入に対する措置)

- 第31条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2 条第1号に規定する暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履 行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、 警察に届け出なければならない。
- 2 発注者は、受注者が発注者に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- 3 発注者は、受注者が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するお それがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出を行った場合に限り、必 要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(紛争の解決)

- 第32条 この契約に関し紛争が生じた場合は、発注者と受注者との協議により解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法(平成8年法律109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。
- 3 契約保証金には利子を付さない。

(賠償金等の徴収)

- 第33条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金(単価契約の場合にあっては、発注総額)とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における 支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項については、地方独立行政法人堺市立病院機構会計規程(平成24年)及び地方独立行政法人堺市立病院機構契約規程(平成24年)によるほか、契約単価表及び仕様書並びに受注者が定める電力供給約款によるものとし、必要に応じて発注者と受注者とで協議して定める。

契約単価表

契約者の電気料金体系に基づき、作成する。